

2024年10月21日

京都府農林水産部農政課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町258 コープ御所南ビル4階

京都府生活協同組合連合会

専務理事 鮎江 賢光

電話：075-251-1551 FAX：075-251-1555

京都府食の安心・安全推進条例に基づく 「第7次京都府食の安心・安全行動計画」中間(案)についての意見

以下、意見を述べますのでよろしくお願ひします。

第1章 第7次行動計画の考え方

3 計画期間

計画期間が3年から5年になりました。PDCAの考え方に基づき、1年ごとに評価、見直しをしっかりと行い、毎年取り組みがレベルアップしていくようにしてください。

第2章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く情勢・動向

(1) 食品の産地偽装や食中毒等の発生

令和6年4月に発生した水産物の産地偽装については、「京都府産ズワイガニのブランド適正化協議会」において具体的な対策が決まりました。今年から取り組みが始まるため、決められた手順通りの対策が実施できているかチェックが必要です。

(3) 食品表示法等の食に関する法制度への対応

全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるようになりました。しかしながら飲食店ではまだHACCPに沿った衛生管理が出来ていない事業者も多いように思います。全ての事業所で実施できるように、指導・援助の強化をお願いします。また、機能性表示食品制度についても引き続き注視してください。

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(2) 持続可能な農業の推進

地球温暖化とともに気温の上昇、海水温の上昇等は、農林水産物にも悪影響を与えており、このような気候変動は今後も続くことが予想されます。

将来にわたって安心・安全な府内農林水産物を安定供給できるように、対策の強化をお願いします。

3 消費者への情報提供の充実と相互理解

(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

安心・安全で品質の高い食品は、一般的な商品と比較すると少し価格が高く、消費者からすると手を出しにくいのが現状です。少し高くてその商品を選ぼうと思えるようになるためには、商品の価値を理解するとともに、生産者の努力や想いに共感することが重要です。1人でも多くの消費者が、府内の商品を利用しようと思うきっかけとなるような交流の機会を増やしてください。

(2) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

食の府民大学は動画の時間も5分～10分程度と、隙間時間に見ることができ勉強にもなりますが、まだまだ府民に認知されていないのではないかと思います。機会あるごとに、5分程度で見られる府民大学の動画を紹介すれば、少しずつ認知度も引きあがり、閲覧数も増えていくのではないかと思います。

以上